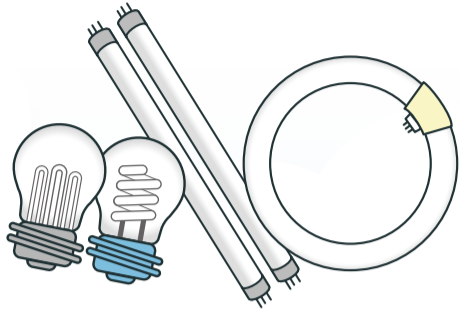


NEW

# 分別区分に「有害ごみ」が追加されます!

これまで「不燃ごみ、小型家電」とされていた以下の製品は、今後「有害ごみ」として出してください。

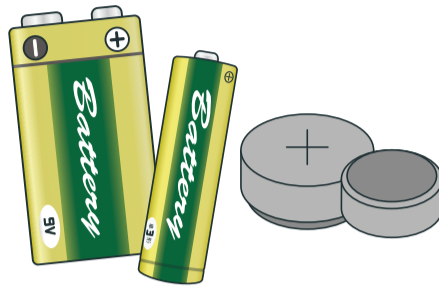
## 蛍光管



- 直管型蛍光管
- 環型蛍光管
- 電球型蛍光管



## 乾電池



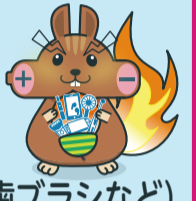
- 乾電池(単1~単5・9V)
- コイン・ボタン電池
- ピン型電池



## 充電機一体型製品



- 充電機(注1)が取り外せない小型家電など  
(電気シェーバー、携帯ゲーム機、加熱式たばこ、電動歯ブラシなど)



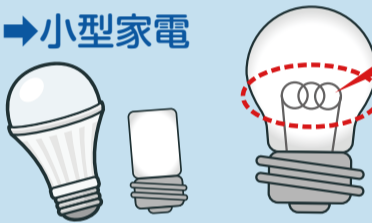
出せるもの

出せるもの・出せないものを再確認!

出せないもの(類似品)

- 白熱球、グローランプ  
→不燃ごみ
- LED電球  
→小型家電

白熱球の見分け方



ここに注目!

- 充電機  
→リサイクル協力店
- 自動車バッテリー  
→専門業者で処理するもの(「ごみの区分と出し方」をご確認ください)



- 充電機が外れる製品  
→充電機を取り外して、小型家電へ
- 充電機・モバイルバッテリー  
→リサイクル協力店



出し方

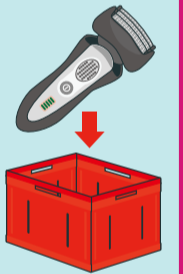
- 新聞紙に包むか、箱に入れてください。(割れたもの含む)
- テープで束ねないでください。



- プラス極、マイナス極にテープを貼って絶縁してください。



- 充電機は無理に取り外さず、そのままの状態でお出しください。



分別の目的

中に含まれている水銀が飛散することによる健康被害防止や、環境保全のため。

ショートによる発火や、火災を予防するため。

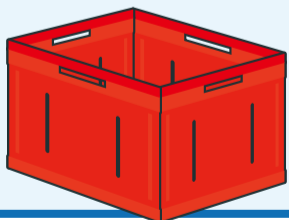


リサイクルの過程での発火や、火災を予防するため。



(注1) 充電機とは…充電ができ、繰り返し使える電池 → 充電機はリサイクル協力店へ(リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など)

## ごみ収集所回収について



有害ごみ専用の赤いコンテナに入れてください。  
有害ごみの収集は7月、11月、2月です。  
有害ごみの収集がある月は不燃ごみの収集がありません。  
不燃ごみの日に有害ごみを出すことはできません。

## ボックス回収も行っています

【ボックス設置場所】…大栄庁舎、北条支所

【注意事項】割れた蛍光管は出さないでください。

(割れた蛍光管はごみ収集所回収時【有害ごみの日】に出してください)



この回収ボックスが目印です!

リサイクル協力店はこちらのQRコードをチェック!▶



充電機はリサイクル協力店へ出してください。

JBRC 協力店

